

建材等CO2原単位の整備等に係る主な論点

1. 建築物LCA*を推進する目的は何か？ (⇒前回検討会資料2にて提示済)

*建築物のライフサイクル全体におけるCO2を含む環境負荷を算定・評価すること。

◆ 本検討会では、建築物のライフサイクル全体で排出されるCO2、メタンCH4、代替フロンHFCs等の温室効果ガス(GHG)を対象に制度検討

2. 建築物LCAを推進するためにどのような制度が必要か

検討事項1 建築物LCAの実施を促す措置 (⇒前回ご議論)

✓ 建築物LCAが一般的に行われるようにするためにはどのような制度が必要か

検討事項2 建築物のライフサイクルカーボンの表示を促す措置 (⇒前回および今回で議論)

✓ 建築物に係るライフサイクルカーボン削減努力の見える化・表示を促すためにどのような制度が必要か

検討事項3 建築物のLCAに用いる原単位の整備 (⇒今回、主に議論)

✓ 2028年度目途に開始する制度に向けて、原単位データを官民連携によりどのように整備していくか

3. 制度設計にあたって留意が必要な点について

検討事項2 建築物のライフサイクルカーボンの表示を促す措置

建築物に係るライフサイクルカーボン削減努力の見える化・表示を促すためにどのような制度が必要か

<議論のポイント> (第1回ご意見を踏まえ更新)

- 建築物のライフサイクルカーボンの削減に寄与する表示の仕組みを検討すべき

どのような表示ニーズがあるか？
(建築物用途、目的、タイミング等)

削減努力を適切に評価するにはどのような表示ルールが必要か？(算定ルール、表示事項等)

カーボンに特化した新たな表示制度をつくるのか、既存の省エネラベルと統合するのか？

建築物専門の評価機関による第三者認証ニーズはあるか？(例:BELS)

基本構想 (抜粋)

● 建築物 LCA に係る制度の対象

- また、建築物 LCA の算定の対象とする段階は、当初からライフサイクルカーボン全体を対象を開始することや、当面の導入のしやすさを考慮し、建材・設備の製造段階を含む建設時の CO2 排出量であるアップフロントカーボンから開始することが考えられ、今後早急に検討することとする。

● 建築物のライフサイクルカーボンの表示を促す措置の検討

- 建築生産者や建材製造等事業者の脱炭素化の取組が不動産市場や金融市場において適切に評価され、選択されるよう、建築物LCA結果の表示を建築主が行うための措置について検討する。

検討事項3 建築物のLCAに用いる原単位の整備

2028年度目途に開始する制度に向けて、CO2原単位データを官民連携によりどのように整備していくか

<議論のポイント>（第1回、第2回のご意見を踏まえ更新）

- ・ 環境配慮製品など早期の原単位整備を進める必要
- ・ 産業連関表のデータに代わる原単位整備が必要
- ・ CFP算定、特にEPD取得に係る企業の負担は大きい
- ・ 各工業会が自主的にガイドラインをつくること等が重要
- ・ 優先度の高い建材・設備を対象に着手すべき
- ・ 建築物LCAに活用可能なCO2原単位データ整備に係る共通ルールが必要

将来の方向性としてどのようなデータを整備すべきか？

例：第三者検証を受けた積上型のデータ（EPD／CFP）

過渡期の措置として、建材設備事業者等におけるCO2原単位データの整備を促すためにどのような措置が必要か

例：過度な負担を伴わないCFP（簡易レビュー・検証、自己宣言等）

EPD／CFP（第三者検証）を促進するための工夫は？

例：国が定めるデフォルト値をEPD・CFPより大きくする等

優先的に整備すべき主要建材等はどのようなものか？

基本構想（抜粋） 2. 目指すべき社会像とアプローチ （3）進め方

● 原単位の整備等

…こうした状況を踏まえ、当面は、建築物LCAに使用する原単位として、各建材・設備製造事業者やその団体等が整備するCFP（第三者認証等なし、自己宣言）、CFP（第三者認証等あり）及びEPDを併用することとする。こうした個々の事業者等の原単位が整備されていない場合は、産業連関表ベース（統計ベース）の原単位を使用することとする。

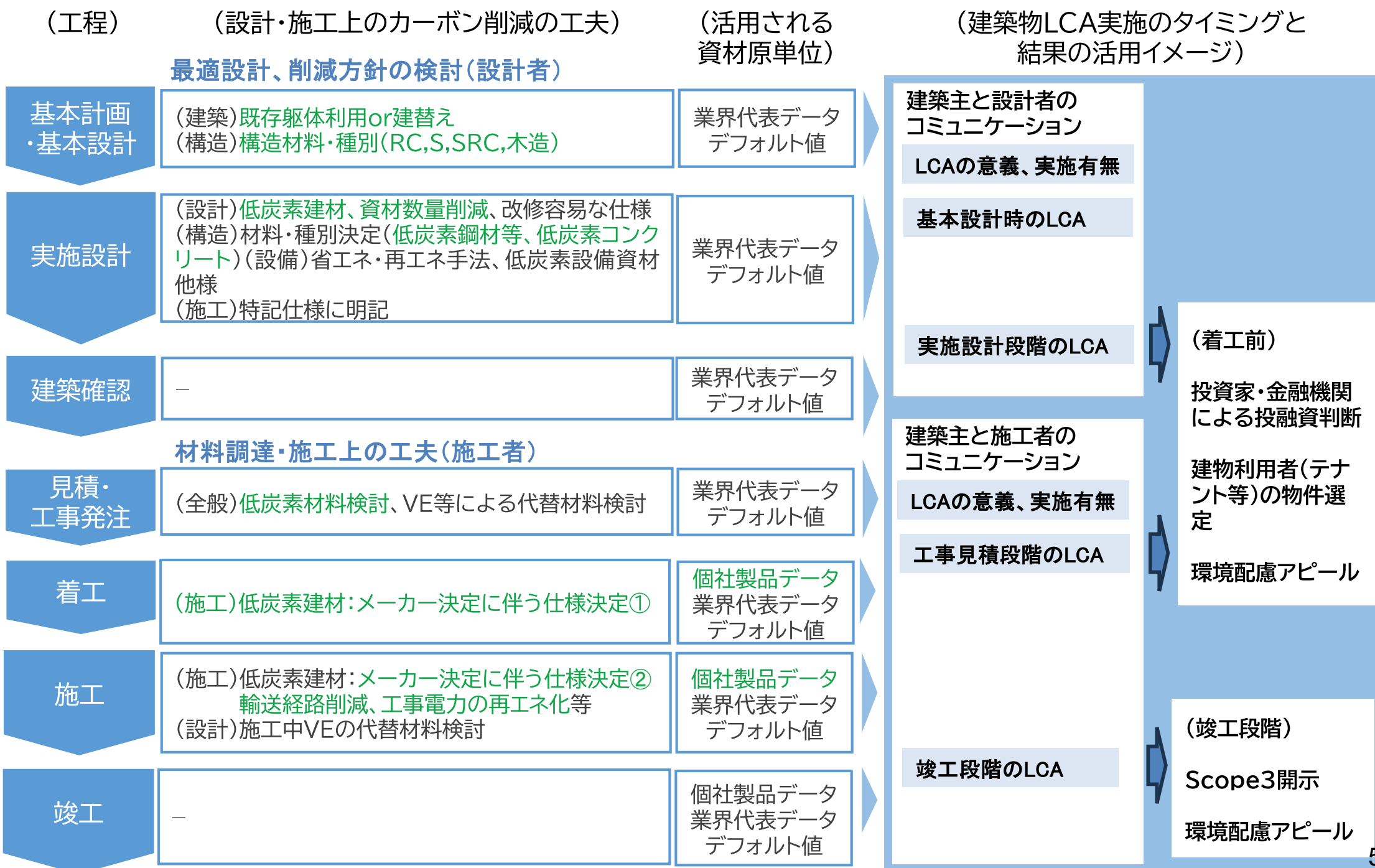
将来的に、原単位として産業連関表ベース（統計ベース）や、CFP（第三者認証等なし、自己宣言）を継続使用するか否かについては、原単位整備の状況、建築物の環境情報に対するニーズの状況のほか、建材・設備製造事業者にとって過度な負担とならないか、国際的に公平な競争環境が確保されるか等を踏まえ、判断することとする。

● 整備すべき原単位種別等の特定

CO2排出量が建築物のライフサイクルカーボンの中の大きな割合を占め、脱炭素化の取組の効果への影響の大きな建築物の部位及び当該部位で使用する建材・設備（以下「主要建材等」という。）を特定する。

また、主要建材等を含め、CO2排出量がライフサイクルカーボンの中の一定以上の割合を占める建材・設備について、それぞれの業界等が整備すべき原単位の種別を特定する。

建築物のLCA実施のタイミングと結果の活用イメージ



資材原単位の種類

	作成主体・作成方法	建築物LCAにおけるデータ活用用途など
個社製品データ	- 建材製造等事業者※が個社として作成。 - 積上法によりCFPやEPDとして作成。	- 建設プロジェクトにおいて、実際に調達する建材等の建材等CO2排出量データとして、主に施工時などの建材調達後に活用されることが想定される。 - 建材等製造事業者の脱炭素の取組みの違いによる製品の優位性が表現できる。
業界代表データ	- 建材製造等事業者が業界団体等として作成。 - 積上法によりCFPやEPDとして作成。	- 建設プロジェクトにおいて、使用建材等の建材製造等事業者や製品が決まっていない建材調達前段階の基本設計時や実施設計時などで活用されることが想定される。 - また、個社製品データが整備されていない場合に活用されることが想定される。
デフォルト値	- 国が作成。 - 既存データに基づいて作成。	建築物LCAの算定に必要な個社製品データ／業界代表データが製品カテゴリーごとに十分に整備されていない状況を鑑み、これを補完するものとして活用されることが想定される。

※建材・設備製造事業者やその川上企業を含めたサプライチェーンの各構成企業やリサイクル事業者などの建築物の生産を支える主体

積上法によるデータ

	CFP Carbon Footprint of Products (カーボンフットプリント)	EPD Environmental Product Declaration (環境製品宣言)
対象製品	個社製品／業界代表データ	
海外動向	自動車・機械・電子機器・繊維・衣類を 中心にCFP取得が進んでいる	海外では、建材の場合 EPD取得が必須と なっていることが多く、電子機器の場合 はEPD取得は加点要素であることが多い
評価領域	CO ₂ 地球温暖化のみ	CO ₂ +多領域(*) ISO14025・ISO21930に基づく 複数の評価領域
LCA 手法	ISO14040及びISO14044	
プログラム	CFPガイドライン など	ISO14025に基づき運営される EPDプログラム
第三者検証	必ずしも必要としない	必須
	ISO14025に基づく検証	
該当データ	SuMPO-Climate宣言(検証有)、 業界CFP など	SuMPO-EPD(個社製品、業界代表デー タ) など

出典: ゼロカーボンビル推進会議 令和6年度報告書をもとに国交省作成

(*)事務局注

例えば、ISO 14025:2008翻訳JISであるJIS Q 14025:2008では、次の指標を挙げている。エネルギー、水及び再生可能資源を含む資源の消費、大気圏、水圏及び土壌への排出物、気候変動、成層圏オゾン層の破壊、土壌及び水資源の酸性化、富栄養化、光化学オキシダントの生成、化石エネルギー資源の枯渇、鉱物資源の枯渇、発生する廃棄物(有害及び非有害廃棄物)

- CFP・EPDなどの積上法による資材原単位の作成にあたっては、
 - ① 作成に直接的に関与するフォアグラウンドデータ(一次データ)は自ら収集し(例: 自社の工場内の製造ラインから直接データを収集する等)、
 - ② 間接的に関与するバックグラウンドデータ(二次データ)はバックグラウンドデータベース(原単位データベース)の数値を用いることが一般的である。
- 日本におけるバックグラウンドデータベースは下表のとおり。現在のところ、全ての建材・設備を網羅し建築物LCAに活用できるデータベースである「AIJ-LCA」や、全産業を対象とした「3EID」、「AIST IDEA」が存在している。

日本の主要なバックグラウンドデータベース

	AIJ-LCA	3EID	AIST IDEA
作成主体	日本建築学会	国立環境研究所	産業総合研究所
主な計算方法	産業連関分析法	産業連関分析法	積上法等
データ数	約600	約400	約5,600
対象業界	建築業界	全産業	全産業

建材等CO2排出量データ整備方針(素案)(抜粋)

建築物のライフサイクルカーボン算定・評価のための建材等CO2排出量データ整備に係る当面の方針(素案)
(略称: 建材等CO2排出量データ整備方針(素案))※

1. 背景・目的等

1. 1 背景

- 1. 1. 1 データ整備の必要性
- 1. 1. 2 現状と課題

1. 2 本方針の目的と位置づけ

1. 3 本方針の構成

(参考 1 建材等CO2排出量データの作成手法)

積上法

産業連関分析法

(参考 2 建材等CO2排出量データの種類)

積上法によるCO2排出量データ (CFP、EPD)

積上法によるデータに係るデータベース (IDEA)

産業連関分析によるデータとデータベース (AIJ-LCA、3EID)

2. データの整備にあたり考慮すべきポイント

2. 1 データ整備にあたり考慮すべき事項

2. 2 事項別の方針

- ① 正確性・比較可能性
- ② 参加容易性
- ③ 客観性
- ④ 国際性
- ⑤ 発展性・拡張性

3. 当面のデータ整備の基本的な方針と将来の対応

3. 1 当面のデータ整備の基本的な方針

3. 2 将来の対応

4. 建材製造等事業者が整備する 建材等CO2排出量データの方針

4. 1 建材等CO2排出量データの方針

4. 1. 1 建材等CO2排出量データの構成

4. 1. 2 製品データに係る方針

4. 1. 2. 1 (ア) 個社製品データ

4. 1. 2. 2 (イ) 業界代表データ

(参考 3 各建材等CO2排出量データの使われ方)

4. 1. 2. 3 製品別算定ルールへの準拠

4. 2 製品別算定ルールに係る方針

4. 2. 1 製品別算定ルールの構成

(参考 4 製品別算定ルールの種類)

4. 2. 2 PCR以外の製品別算定ルールに係る方針

4. 2. 2. 1 既存の規格への準拠

4. 2. 2. 2 整備の主体

4. 2. 2. 3 製品別算定ルールの有効期限と更新

4. 2. 3 製品別算定ルールの作成手順

5. 国が定める建材等CO2排出量データ (デフォルト値) の整備方針

※ゼロカーボンビル推進会議・データベースSWG資料「建築物のホールライフカーボン算定のためのデータ作成の基本方針(案)
(2025年2月、SWG主査 東京大学清家剛)」を参考に国土交通省住宅局において素案を作成

1. 背景、目的等

1.1 背景

・データ整備の必要性

- ✓ 建築生産者(建築主、設計者、施工者等)がライフサイクルカーบอนを把握し、脱炭素化を進めること、建材製造等事業者(*)の脱炭素化の取組が可視化、市場で適切に評価されることが重要。

* 建材・設備製造事業者やその川上企業を含めたサプライチェーンの各構成企業やリサイクル事業者などの建築物の生産を支える主体

- ✓ 脱炭素化に取り組んだ建材・設備の開発・製造を進め、製造にあたってのCO2排出量等を原単位として整備し、公開する。

・現状と課題

- ✓ 全ての建材・設備を網羅し、建築物LCAに活用できる原単位は日本建築学会が産業連関分析(統計ベース)で構築した建築物LCAデータベースの原単位があるが、建材製造等事業者の取組が評価できない等の課題がある。
- ✓ 今後は、CFP、EPD等の積上型の原単位整備を推進していくが、現状整備されているものは限定的。

1.2 目的と位置づけ

・目的

- ✓ 2028年度における建築物LCAの実施を促す制度の開始を見据え、建材等CO2排出量データの整備に係る当面の方針を示すことにより、建材製造等事業者による建材等CO2排出量データの整備促進を図る。

・読み手

- ✓ 主たる読み手として、建材等CO2排出量データを整備する建材製造等事業者を想定。
- ✓ 建築物LCAの実施においてデータを活用する建築生産者(建築主、設計者、施工者)の活用も想定。

・位置づけ

- ✓ ・本方針は、建築物LCAの実施を促す制度が構築された際は、当該制度に必要な建材等CO2排出量データの整備に係るガイドラインとして位置付けることも視野に入れる。

1. 背景、目的等 ～本整備方針案の構成～

背景・目的等(1章)



建材等CO2排出量データの整備にあたり考慮すべき事項(2章)
(正確性・比較可能性、参加容易性、客観性、国際性等)



当面のデータ整備の基本的な方針と将来の対応(3章)
(積上法と産業連関分析法)



建材製造等事業者が整備する建材等CO2排出量データ

(ステップ1)
製品別算定
ルール整備
(4章 4.2)



(ステップ2)
建材等CO2排出量
データの整備
(4章 4.1)



国が定める建材等CO2
排出量データ
(建築物LCA算定用
デフォルト値)
(5章)

(参考) 製品別算定ルールとデータの一覧

作成手法	構成	製品別算定ルール			建材等CO2排出量データ				
		ルール種別		作成主体	既存の規格への準拠の確認	種類	作成主体	製品別算定ルールへの準拠の確認	
積上法 [EPD/ CFP]	製品データ [個社、 業界]	PCR		個社 / 業界団体	外部 レビュー	EPD(個社製品データ／ 業界代表データ) CFP(個社製品データ／ 業界代表データ)	個社 / 業界団体	第三者検証 (EPD・CFP) /自己宣言 (CFP)	
		PCR以外の算定 ルール	CFPガイドライン*に準拠 ISO 21930の要件に準拠			CFP(個社製品データ／ 業界代表データ)		第三者検証 (CFP)/ 自己宣言 (CFP)	
			CFPガイドラインに準拠 ISO 21930の要件に準拠 しない						
			CFPガイドラインに準拠し ない		業界 団体		外部 レビュー/ 自己宣言		
産業連関 分析法 [統計値]	デフォルト値 [国]	業界代表データに基づく建築物LCA算定用デフォルト値							
		産業連関分析法等に基づく建築物LCA算定用デフォルト値							

(*) カーボンフットプリントガイドライン(2023年3月経済産業省、環境省)

2. データの整備にあたり考慮すべき事項

- データ利用側（建築生産者）の使いやすさとともに、データ整備側（建材製造等事業者）の取り組みやすさへの考慮が重要である。
- 建材等CO2排出量データは、以下の事項を考慮して整備する必要がある。
 - ①正確性・比較可能性 例：算定ルール、個社製品1次データ
 - ②参加容易性 例：算定ルール・データ作成の負担に配慮
 - ③客観性 例：外部レビュー（製品別算定ルール）、第三者検証（CO2排出量データ）
 - ④国際性 例：ISO準拠
 - ⑤発展性・拡張性 例：環境配慮製品EPD・CFP作成のインセンティブ
- 将来的には、③客観性（第三者検証の取得）、④国際性（ISO準拠等の国際標準への対応）を重視して建材等CO2排出量データを整備することとなる。
- 制度開始後の当面の間の過渡期の措置として、既存のデータ（産業連関表ベース）を活用するとともに、特に②参加容易性を重視し、簡易な方法による建材等CO2排出量データ（第三者検証によらないデータ）の整備も可能とする。



3. 当面のデータ整備の基本的な方針と将来の対応

当面の基本的な方針

EPD

CFP(第三者検証)

CFP(自己宣言)

上記が整備されていない場合

国が整備する
デフォルト値

将来の対応

EPD

CFP(第三者検証)

CFP(自己宣言)

上記が整備されていない場合

国が整備する
デフォルト値

どこまで求める
かについては将
来、検討(*1)

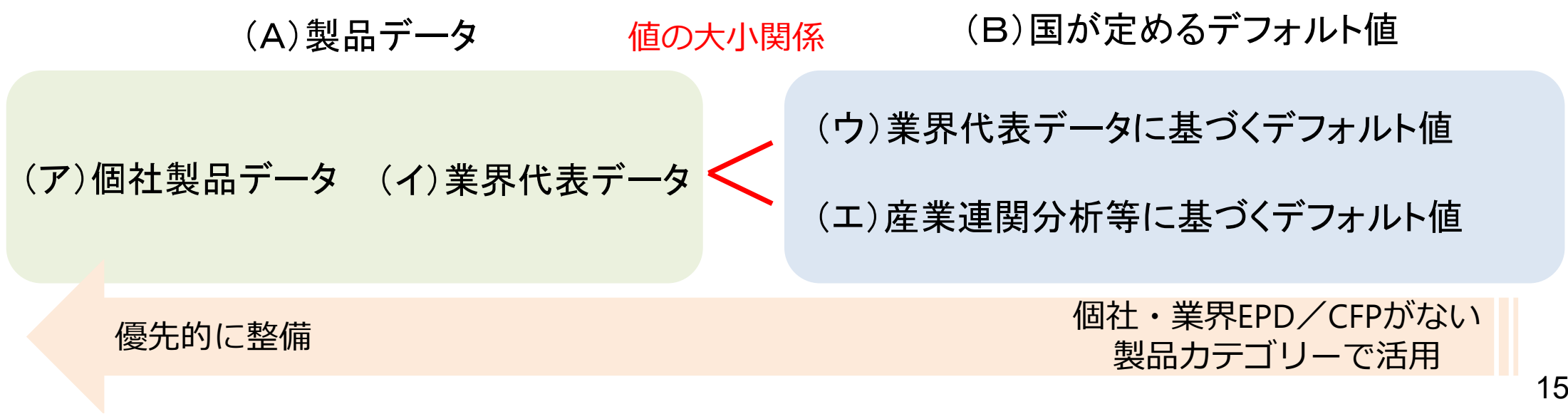
産業連関分析法
によるデータや、
CFP(自己宣言)
の継続使用は将
来の状況を踏ま
え判断(*2)

*1 建築物に係る様々な環境情報に対するニーズの高まりに対応する観点からは、多くの環境負荷情報を内包するEPDの整備を促進することが望ましいと考えられるものの、将来的にEPDをどこまで求めるかについては、建築分野以外も含めた国内外におけるEPDの活用状況、我が国の認証機関の状況など日本の取組の進展等を踏まえて検討

*2 原単位の整備の状況、建築物の環境情報に対するニーズの状況のほか、建材・設備製造事業者にとって過度な負担とならないか、国際的に公平な競争環境が確保されているか等を踏まえ、判断

(B)建築物LCA算定用デフォルト値	
(ウ)業界代表データに基づくデフォルト値	(エ)産業連関分析等に基づくデフォルト値

- 建築物LCA算定用デフォルト値(以下「デフォルト値」という。)
- 建築物LCAの算定に必要な製品データが製品カテゴリーごとに十分に整備されていない状況に鑑み、これを補完するものとして、既存データに基づいて、有識者会議での確認を踏まえて、国が定める建材等CO2排出量データ
 - 個社製品データの整備が促進されるよう、既存の(ア)個社製品データを勘案して、(イ)業界代表データ、あるいは産業連関分析法等に基づくデータに一定の係数を乗じる等により設定する。



(参考) 各取組の算定対象となる温室効果ガス

- 各種規格、データベース、算定ソフトにおいて算定対象となる温室効果ガスの種類は下表のとおり。
- 建築分野において特に重要なものは、CO₂、CH₄(化石燃料採掘起因等)、HFCs(空調冷媒等)。

	1	2	3	4	5	6	7	8	GWPの数値
	二酸化炭素CO ₂	メタンCH ₄	一酸化二窒素N ₂ O	ハイドロフルオロカーボン類HFCs	パーフルオロカーボン類PFCs	六フッ化硫黄SF ₆	三フッ化窒素NF ₃	その他のFガス※1	
IPCC第6次評価報告書(AR6)	○	○	○	○	○	○	○	—	AR6(2021)
IPCC第5次評価報告書(AR5)	○	○	○	○	○	○	○	—	AR5(2013)
温対法 SHK制度	○	○	○	○	○	○	○	—	AR5(2013)
GHG Protocol	○	○	○	○	○	○	○	—	最新
ISO 21930 (2017)	地球温暖化係数GWPのデフォルトはIPCCのGWP100 「7.3 LCAから得られた主な環境影響を表す影響評価指標、表5必須影響カテゴリーとデフォルトの特性評価方法」								詳細な記載無し
AIST-IDEA Ver.3.5 (2025)	○	○	○	○	○	○	○	—	AR6(2021)
	○	○	○	○	○	○	○	—	AR5(2013)
	○	○	○	○	○	○	○	—	AR4(2007)
SuMPO-EPD	算定者が選択したLife Cycle Inventory Database(所定の品質要求事項を満たすAIST-IDEA[推奨データベース]、ecoinvent、Sphera database(旧Gabi)など)が対象とする温室効果ガスの種類、数値による								
AIJ建物のLCA指針(2024)及びJ-CAT	資材製造、施工、使用、解体 モジュールA1~A5、B1~B7、C1~C4	○	○	○	○	○	○	—	AR5(2013)
	製造・施工・使用・廃棄時漏洩 モジュール A3,A5,B1,B4,C1	—※2	—※2	—※2	○	○	○	—※2	
One Click LCA	算定者が使用するEPD、CFP、汎用データベースが対象とする温室効果ガスの種類、数値による								
	【Ecoinventの場合】 資材製造、施工、使用、解体 モジュールA1~A5、B1~B7、C1~C4	○	○	○	○	○	○	—	AR6(2021)
	使用・廃棄時漏洩 モジュールA4、A5、B4、C1	○	○	○	○	○	○	—	AR6(2021)
	B1	○	○	○	○	○	○	該当無し	AR6(2021)

○:算定対象 —:算定対象外

※1その他のFガス:クロロフルオロカーボン類CFCs、ハイドロクロロフルオロカーボン類HCFCs、ハロン

※2影響軽微のため入力不要としている

要求事項:

- ・ CFPの算定では、二酸化炭素(CO_2) のみならず、その他の算定に重要な影響を与える温室効果ガス(GHG) も含まなければならない。
- ・ 対象とする温室効果ガスの種類については、国際的な基準等を参考として選ばなければならない。

同ガイドラインに記載された各種の報告書や制度・プロトコル等において
算定対象となる温室効果ガス

	1	2	3	4	5	6	7	8
	二酸化炭素 CO_2	メタン CH_4	一酸化二窒素 N_2O	ハイドロフルオロカーボン類HFCs	クロロフルオロカーボン類CFCs	パーフルオロカーボン類PFCs	六フッ化硫黄 SF_6	三フッ化窒素 NF_3
IPCC第6次評価報告書(AR6)	○	○	○	○	○	○	○	○
IPCC第5次評価報告書(AR5)	○	○	○	○	—	○	○	○
温対法 SHK制度	○	○	○	○	—	○	○	○
GHG Protocol	○	○	○	○	—	○	○	—

○:算定対象 —:算定対象外

カーボンフットプリントガイドライン(CFPガイドライン)について

- 本ガイドラインは、全ての算定者に求められる「**基礎要件**」と、「**比較されることが想定される場合**」(公共調達など、CFPを基にした他社製品との比較が想定される場合)の**追加的要件**を整理。
- 「**基礎要件**」については、他社製品との比較を前提としない場合には、**これに則ればISO等の国際基準に整合した算定等が行える**よう、国際基準の解釈を示すとともに、国際基準では明記されていない部分についての取組方針を示す。
- 「**比較されることが想定される場合**」については、**基礎要件に追加して満たすべき要件**を示すとともに、この場合に必要となる「**製品別算定ルール**」に盛り込むべき事項を明示する。

CFP算定で満たすべき要件と、想定されるシーンの関係の例

(*) カーボンフットプリントガイドライン(2023年3月経済産業省、環境省)
満たすべき要件

基礎要件

- 自社製品のCFPを算定することで、サプライチェーンの中で排出量の多いプロセスを特定し、削減計画を検討する。
- 取引先から、他社製品と比較しない前提でCFPを求められるのに対応して、CFPを算定する。
- 他社製品とは比較できないという前提で自社製品のCFPを算定して表示する。



比較されることが 想定される場合

- CFPを活用した公共調達
- CFPを活用した民間の調達

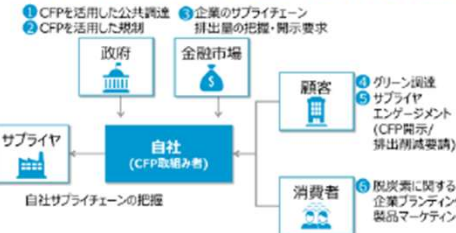
CFPガイドラインの意義

- 他社製品との比較を前提としない場合、**本ガイドラインの「基礎要件」に則れば、国際基準に整合した算定等が可能**となる。また、本ガイドラインが標準となることで、**異なる取引先から異なる方法に基づく算定を求められるといった問題が一定程度解消**されることが期待される。
- 公共調達等において、CFPを活用して**異なる企業の製品比較を行う際に必要となる「製品別算定ルール」に盛り込むべき事項を本ガイドラインに明記**することで、**業界団体等における「製品別算定ルール」の策定が促進**され、**公共調達等にも活用**されることが期待される。
- **優先的に1次データを用いるべき場合を本ガイドラインに明示**することで、**1次データの活用促進**、ひいては**サプライチェーン全体での排出削減が促進**されることが期待される。

(参考) CFP算定の取組の流れ

Step1
算定方針
の検討

CFPの取組の目的や用途を明確にする

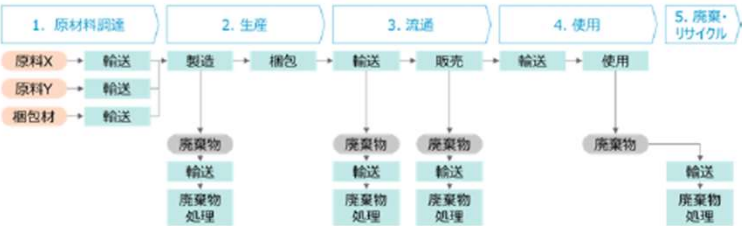


参照するルールを定める

- ISO等の国際的な基準
 - 本指針
 - 製品別算定ルール/自社ルール
- ※複数のルールを参照することも可能

Step2
算定範囲
の設定

算定対象製品のライフサイクルを構成するプロセスを明確にする



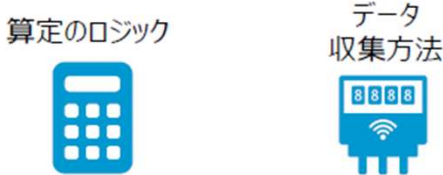
Step3
CFPの
算定

各プロセスのGHG排出量 (及び除去・吸収量) を計算し、合算する



Step4
検証・
報告

CFPが適切に算定されているかを確認



CFPの算定結果をとりまとめる



カーボンフットプリントガイドライン(CFPガイドライン)の構成

第1部 本ガイドラインに関する基本的考え方、CFPの意義・目的

- (1) 本ガイドラインの位置づけ
- (2) 想定する読み手
- (3) 用語集
- (4) CFPに取り組む意義・目的
- (5) CFPの提供を受けて利活用する者が注意しなければならないこと

第2部 CFPに関する取組指針

- Step0 CFP算定の原則
- Step1 算定方針の検討
- Step2 算定範囲の設定
- Step3 CFPの算定
- Step4 検証・報告

(別冊) CFP実践ガイド

- 第1章 CFP実践ガイドの目的と位置づけ
- 第2章 CFP実践ガイド
 - 第1節 算定
 - 第2節 表示・開示
 - 第3節 削減施策の実施に向けて
- 第3章 おわりに

(参考) ISO 21930:2017について

建築および土木工事における持続可能性－建設製品およびサービスの環境製品宣言に関する中核ルール

Sustainability in buildings and civil engineering works — Core rules for environmental product declarations of construction products and services

- あらゆる種類の建設工事で使用される建設製品およびサービス、建設要素、および統合技術システムの環境製品宣言(EPD)を作成するための原則、仕様、および要件を示す。
- ISO 14000シリーズが「ゆりかごから墓場まで(Cradle to grave)」の製品の一生を対象とするのに対して、ISO 21930は「ゆりかごから工場出荷時まで(Cradle to gate)」を必須とし、各種材料・建材・設備の特性に合わせて評価範囲を設定していることや、モジュール分割の細分化(A1-A5、B1-B7、C1-C4、D)をしていることが特徴である。

段階	資材製造段階			施工段階		使用段階							解体段階				境界外
						資材関係					光熱水関連						
モジュール	A1 	A2 	A3 	A4 	A5 	B1 	B2 	B3 	B4 	B5 	B6 	B7 	C1 	C2 	C3 	C4 	D 
モジュール名	原材料の調達	工場の輸送	製造	現場の輸送	施工	使用	維持保全	修繕	更新	改修	エネルギー消費	水使用	解体撤去	廃棄物の輸送	中間処理	廃棄物の処理	潜在的な負荷と便益
Cradle-to-Gate	■	■	■	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
Cradle-to-Gate with options	■	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
Cradle to Grave	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	□
【EN15804+A2】 Cradle-to-Gate with EoL	■	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	■	■	■	■	■

■: 必須算定対象 □: 任意算定対象 —: 算定対象外